

「業績予想開示に関する実務上の取扱いの見直し内容」に係るFAQ

平成24年4月6日
株式会社名古屋証券取引所

【目次】

《基本的な考え方に係るFAQ》

- Q1-1. 今後は、決算発表時における業績予想の開示は義務でなくなつたのでしょうか。…… 3
- Q1-2. 足元の経営環境が極めて大きく変化しているため、今期の決算発表時において「次期の業績予想」の形式による開示を取り止めることとしたいのですが、構わないでしょうか。… 4

《決算短信の作成に係るFAQ》

- Q2-1. 自由記載形式の実際の利用方法に関連して、今後、他の上場会社の取組み事例等の紹介を行う予定はありますか。…………… 5
- Q2-2. 自由記載形式の利用に際して、自由記載欄にどのように表題を付すべきでしょうか。…………… 5
- Q2-3. 当社は、「決算短信（サマリー情報）」の様式について自由記載形式としたうえで、将来予測情報について独自に表を作成して記載することを予定しているため、「決算短信（サマリー情報）」について、TDnetオンライン登録サイトでPDFを作成するのではなく、別途に作成する方針です。このような場合に、TDnet登録用のXBRLファイルについて、どのように対応すべきでしょうか。…………… 6
- Q2-4. 当社は、「次期の業績予想」に相当する事項に加えて、独自の経営指標を含む将来予測情報の開示を予定していますが、その内容については、決算説明会資料の中で詳細に記述する予定です。このような場合に、「決算短信（サマリー情報）」の作成に際して、自由記載形式を利用し、かつ、該当欄には「将来予測情報については、決算説明会資料を参照すべき旨」のみを記載することとしてもよいでしょうか。…………… 6
- Q2-5. 当社は、足元の業績の変動が激しい状況を踏まえて、期初の時点では「次期の業績予想」の開示は行わず、期中において見込みが立った時点で当該内容の開示を行うことを想定しています。このような場合には、表形式と自由記載形式のどちらを利用すべきでしょうか。…… 7
- Q2-6. 今回の実務上の取扱いの見直しにより、「決算短信（添付資料）」中の定性的情報について、記載内容等の見直しは生ずるのでしょうか。…………… 7
- Q2-7. 当社は、「次期の業績予想」に替えて、新たに独自の経営指標の見込み値を中心に、事業の将来見通しに関する説明を行っていく方針です。一方で、従来と同様の予想値を社内において算出しているため、当該内容の開示に係る投資者の要望や、リスク軽減の必要性を踏まえて、当該内容を決算発表時にあわせて開示することを予定しています。こうした場合に、「決算短信（サマリー情報）」の様式について、表形式を使用しなければならないのでしょうか。…………… 8

《「次期の業績予想」の形式による開示を行う際の留意点に係るFAQ》

Q3-1. 当社は、今後も「次期の業績予想」の形式で将来予測情報の開示を行うことを予定しています。今回の見直しを踏まえて、実務上、どのような点に留意すべきでしょうか。…… 8

Q3-2. 当社は、昨年度と同様に「次期の業績予想」を決算発表時に開示することを予定していますが、今回の見直しにより、「次期の業績予想」以外にも将来予測情報の開示が必要となるのでしょうか。 …………… 9

《「次期の業績予想」の形式による開示を行わない際の留意点に係るFAQ》

Q4-1. 当社は、「次期の業績予想」を開示していませんが、期末における決算数値の集計作業中に、連結経常利益が前期実績値を3割以上上回る見込みであることが判明いたしました。決算短信の公表予定日が間近ですが、その内容の適時開示をする必要がありますか。 …………… 9

《適用時期に係るFAQ》

Q5-1. 当社は、12月期決算会社であり、既に本年1月の前期決算発表時に「次期の業績予想」の開示を行っていますが、第1四半期決算の開示に際して、「次期の業績予想」の記載をとりやめることを検討しています。この場合にも、事前相談や理由の開示は不要と考えてよいでしょうか。 …………… 10

《『会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準』の適用に係るFAQ》

Q6-1. 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準が未だ適用されていない上場会社が「決算短信（サマリー情報）」の開示用PDFファイルを作成する際には、T D n e t オンライン登録サイトからではなく、旧様式のW o r d ファイルから作成する必要がありますか。 …… 11

Q 1－1． 今後は、決算発表時における業績予想の開示は義務でなくなったのでしょうか。

A 1－1． もとより、上場会社が一律に「次期の業績予想」¹を決算発表時に開示しなければならない旨の上場制度上の義務は存在していません。

当取引所では、上場会社自身によって開示される将来予測情報²が、投資者の投資判断情報としての有用性を有していることを踏まえて、上場会社各社にその積極的な開示を要請していますが、将来予測情報の開示の形式は、「次期の業績予想」に限定されるものではありません。

今回の見直しは、これまで以上に、上場会社の皆様が個別の実情に応じ、より適切な形で柔軟な形式、方法によって将来の経営成績・財政状態等の見通しの開示を行うことができるように、実務上の取扱いについて変更を行ったものです。

なお、期初に「次期の業績予想」の形式で将来予測情報の開示を行わない場合であっても、単年度の「業績予想」に関する開示が一切不要となるわけではありませので、十分にご留意ください（詳細につきましては、「業績予想開示に関する実務上の取扱いについて」の8ページ以下の記載をご確認ください）。

¹ 翌事業年度における「売上高」、「営業利益」、「経常利益」、「当期純利益」、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり配当金」の予想値をいいます。

² 上場会社による自社の将来の経営成績・財政状態等の見通しに係る情報をいいます。

Q 1－2. 足元の経営環境が極めて大きく変化しているため、今期の決算発表時において「次期の業績予想」の形式による開示を取り止めることとしたいのですが、構わないでしょうか。

※ 適時開示ガイドブックの別添「会社情報適時開示に関するQ & A」(p.42) の修正

A 1－2. 「次期の業績予想」の形式で開示を行うか否かについては、投資者とのコミュニケーション等を通じて、最終的には、上場会社自身によりご判断いただくこととなります。

一般論として言えば、経営環境が大きく変化している状況においては、上場会社の実情と今後の見通しについて、投資者に十分かつ適切な理解を得るために、平常時以上に積極的な情報開示を行うことが期待されているのではないかと考えられますが、将来予測情報の開示の方法が、「次期の業績予想」の形式に限定されるものではありません。

なお、実務的には、ご指摘のような場合において、例えば、「次期の業績予想」の前提となる事項やその変動の可能性に関する記載を充実したり、開示後の状況変化に応じて適時に開示された情報のアップデートを行ったり、特定の予想値の開示に代えて、レンジの形式による開示を行ったりしている事例がありますし、昨年の東日本大震災や、タイの洪水被害の経験を踏まえたと、期初においては、経営環境が激変している事情を説明したうえで、見通しが可能となった時点で開示を行っている事例もありますので、これらを参考としていただくことも考えられます。

また、期初に「次期の業績予想」の形式で将来予測情報の開示を行わない場合であっても、単年度の「業績予想」に関する開示が一切不要となるわけではありませので、その点は十分にご留意ください（詳細につきましては、「業績予想開示に関する実務上の取扱いについて」の8ページ以下の記載をご確認ください。）。

Q 2－1．自由記載形式の実際の利用方法に関連して、今後、他の上場会社の取組み事例等の紹介を行う予定はありますか。

A 2－1．自由記載形式の利用事例にかかわらず、今回の見直しを踏まえた上場会社各社における具体的な取組み事例については、今後の実務の進展によって得られた実際上の留意点等とあわせて、当取引所においてとりまとめのうえ、追加的にご紹介する予定です。

なお、今回の「業績予想開示に関する実務上の取扱いについて」においても一部事例をご紹介しておりますが、上場会社各社における実際の検討に際しては、他社事例の単なる模倣にとどまることなく、投資者その他の情報利用者との対話を通じて、それぞれの実情に応じた適切なご対応をお願いいたします。

Q 2－2．自由記載形式の利用に際して、自由記載欄にどのように表題を付すべきでしょうか。

A 2－2．特に定めはございませんので、実際の自由記載欄における記載内容に応じて、適切な内容としてください。

なお、TDnet オンライン登録サイトの入力画面では、「表題」欄が独立したテキスト入力項目となっております。

Q 2－3．当社は、「決算短信（サマリー情報）」の様式について自由記載形式としたうえで、将来予測情報について独自に表を作成して記載することを予定しているため、「決算短信（サマリー情報）」について、TDnetオンライン登録サイトでPDFを作成するのではなく、別途に作成する方針です。このような場合に、TDnet登録用のXBRLファイルについて、どのように対応すべきでしょうか。

A 2－3．お手数ですが、上場会社において別途登録用のPDFファイルをご用意いただいた場合にも、TDnetオンライン登録サイトによるTDnet登録用のXBRLファイルの作成にご協力いただいております。

なお、「決算短信（サマリー情報）」様式について自由記載形式を選択した場合には、XBRLファイルにおける当該箇所への入力省略は差し支えありませんが、お手数ですが、「表題」（見出し）については入力をお願いいたします。

Q 2－4．当社は、「次期の業績予想」に相当する事項に加えて、独自の経営指標を含む将来予測情報の開示を予定していますが、その内容については、決算説明会資料の中で詳細に記述する予定です。このような場合に、「決算短信（サマリー情報）」の作成に際して、自由記載形式を利用し、かつ、該当欄には「将来予測情報については、決算説明会資料を参照すべき旨」のみを記載することとしてもよいでしょうか。

A 2－4．差し支えありません（決算説明会資料ではなく、「決算短信（添付資料）」において将来予測情報の記載を行う場合であっても、同様となります。）。

なお、決算説明会資料を参照することで、はじめて決算発表内容の全体像が把握できる形式で開示を行う場合には、必ず、決算説明会資料についても、TDnetへの登録を行うようお願いいたします。

また、自由記載欄には、適切な見出し（表題）を付していただいておりますので、ご協力をお願いいたします。

Q 2－5．当社は、足元の業績の変動が激しい状況を踏まえて、期初の時点では「次期の業績予想」の開示は行わず、期中において見込みが立った時点で当該内容の開示を行うことを想定しています。このような場合には、表形式と自由記載形式のどちらを利用すべきでしょうか。

A 2－5．特段の定めはございませんが、自由記載形式をご利用いただいたうえで、自社の足元の状況や、期中における「業績予想」の開示に関する自社のスタンス等につき、適切な表題を付して、ご記載いただくことが考えられます。

なお、期中において見込みが立った時点で「業績予想」の開示を行う場合には、TDnet オンライン登録サイトの「業績予想の修正」によって適時開示資料（XBRL ファイルの「前回予想」欄は「－」を表示）をご作成ください。

また、期中における「業績予想」の開示時期が、四半期決算発表時となる場合には、「直近に公表されている業績予想からの修正の有無」欄を「有」としていただいたうえで、欄外のテキスト欄等にその旨等をご記載いただくことが考えられます（今回の実務上の取扱いの見直しを踏まえた「四半期決算短信（サマリー情報）」様式の変更内容については、本年6月下旬を目途にご案内することを予定しています。）。

Q 2－6．今回の実務上の取扱いの見直しにより、「決算短信（添付資料）」中の定性的情報について、記載内容等の見直しは生ずるのでしょうか。

A 2－6．今般の見直し後においても、当取引所では、決算発表時における定性的情報の開示の充実を上場会社の皆様に要請しております。また、本年3月26日付通知において、「投資者との積極的な対話の推奨」、「将来予測情報の適切な開示に関する要請」及び「将来予測情報の位置付けに関する説明の推奨」を行っておりますので、あわせてご参照ください（従前より、これらの趣旨に沿った開示をいただいている場合には、特段の変更が生ずるものではありません。）。

なお、これまで当取引所では、「決算短信（添付資料）」において、「次期[・]の見通し[・]」に関する定性的情報の記載を要請しておりましたが、今回の見直し後においては、上場会社各社の実情や、将来予測情報の開示に係るスタンスを踏まえて、適宜、内容のご検討をいただくことになります。

Q 2－7．当社は、「次期の業績予想」に替えて、新たに独自の経営指標の見込み値を中心に、事業の将来見通しに関する説明を行っていく方針です。一方で、従来と同様の予想値を社内において算出しているため、当該内容の開示に係る投資者の要望や、リスク軽減の必要性を踏まえて、当該内容を決算発表時にあわせて開示することを予定しています。こうした場合に、「決算短信（サマリー情報）」の様式について、表形式を使用しなければならないのでしょうか。

A 2－7．特に定めはありません。

したがって、「決算短信（サマリー情報）」の様式について、自由記載形式をご利用いただき、様式中には、ご想定のような独自の形式により将来見通しに関する説明を行ったうえで、「次期の業績予想」に相当する情報について、「決算短信（添付資料）」中のみ記載することも考えられます。

なお、投資者の要望に配慮して開示いただいていることを踏まえますと、「決算短信（サマリー情報）」中には具体的な内容を記載しない場合でも、参照すべき添付資料のページ等について言及いただくことが考えられます。

Q 3－1．当社は、今後も「次期の業績予想」の形式で将来予測情報の開示を行うことを予定しています。今回の見直しを踏まえて、実務上、どのような点に留意すべきでしょうか。

A 3－1．「業績予想開示に関する実務上の取扱いについて」の内容のうち、以下の事項につきましては、「次期の業績予想」の形式で将来予測情報の開示を行う場合でも、同様と考えられますので、適宜、ご参照ください。

Ⅱ．実務上の取扱いの見直し内容

2．その他の実務上の留意点等

- （1）投資者との積極的な対話の推奨
- （2）将来予測情報の適切な開示に関する要請
- （5）将来予測情報の位置付けに関する説明の推奨

Q 3－2．当社は、昨年度と同様に「次期の業績予想」を決算発表時に開示することを予定していますが、今回の見直しにより、「次期の業績予想」以外にも将来予測情報の開示が必要となるのでしょうか。

A 3－2．今回の見直しは、上場会社の皆様に、新たな内容の追加的な開示を一律に求める性質のものではありません。

なお、「次期の業績予想」を含む将来予測情報の開示は、投資者に有用な投資判断情報の提供を通じて、上場会社と投資者その他の情報利用者が相互理解を深めるためのコミュニケーション手段として重要な役割を担っておりますので、今後とも、開示いただく内容の有用性を高める観点から、積極的に投資者との対話や内容の充実にお取り組みいただくことが考えられます。

Q 4－1．当社は、「次期の業績予想」を開示していませんが、期末における決算数値の集計作業中に、連結経常利益が前期実績値を3割以上上回る見込みであることが判明いたしました。決算短信の公表予定日が間近ですが、その内容の適時開示をする必要がありますか。

※ 適時開示ガイドブックの別添「会社情報適時開示に関するQ & A」(p.50) の修正

A 4－1．期初に「次期の業績予想」の開示を行っていない場合であって、期中においても新たに算出した予想値の開示を行っていない場合（いずれも適時開示が必要である場合に該当していないとき）において、決算集計作業中に連結経常利益の数値が、前期の実績値と比較して、適時開示の判断基準（軽微基準）以上となることが把握されたときは、決算発表の時期にかかわらず、その時点で「業績予想の修正（前期実績との差異）」に関する適時開示が必要となります（適時開示等規則第5条第1項参照。）。

なお、決算発表日当日まで決算集計作業の結果が判明しなかった結果、「業績予想の修正（前期実績との差異）」に関する適時開示を行うことができなかった場合においても、前期実績との乖離が生じた要因分析等について、十分な情報開示を行っていただくことが望まれます。つきましては、「決算短信」とは別に作成した「業績予想と（決算値と）の差異」又は「前期実績と（決算値と）の差異」に係る開示資料により適時開示を行うか、または、「決算短信（添付資料）」中の定性的情報において、十分な説明を行ってください。

Q 5－1．当社は、12月期決算会社であり、既に本年1月の前期決算発表時に「次期の業績予想」の開示を行っていますが、第1四半期決算の開示に際して、「次期の業績予想」の記載をとりやめることを検討しています。この場合にも、事前相談や理由の開示は不要と考えてよいでしょうか。

A 5－1．期中において「次期の業績予想」の開示をとりやめる（開示済みの内容の取下げを行う）場合についても、「事前相談」をいただく必要はありません（個別のご相談については随時承っております）。

一般論として、一旦開示されている「次期の業績予想」について何らかの事情変更により取下げを行う場合には、その旨の開示にあわせて、何らかの説明が必要になるものと思われますし、事情変更等の具体的な内容について、報道機関や証券アナリストの取材や投資者からの個別質問に対して何らかの回答を予定している場合には、その内容をあらかじめ「四半期決算短信」その他の開示資料中に記載いただくことが望ましいと思われます。

また、開示済みの「業績予想」について、その取下げの開示を行った後に、再び「業績予想」の開示を行おうとする際にも、短期間の方針変更について恣意的又は不適切な開示であるとの批判を招くことのないよう十分にご配慮いただき、事情変更等の具体的な内容について充実したご説明をいただくことが望ましいと考えられます。

なお、「次期の業績予想」の取下げを行った場合であっても、その後における単年度の「業績予想」に関する開示が一切不要となるわけではありませんので、その点は十分にご留意ください（詳細につきましては、「業績予想開示に関する実務上の取扱いについて」の8ページ以下の記載をご確認ください）。

Q 6－1. 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準が未だ適用されていない上場会社が「決算短信（サマリー情報）」の開示用PDFファイルを作成する際には、TDnetオンライン登録サイトからではなく、旧様式のWordファイルから作成する必要がありますか。

A 6－1. TDnetオンライン登録サイトをご利用ください。

TDnetオンライン登録サイトにおきましては、本年3月26日より業績予想開示の実務上の取扱いの見直しに加えて、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用に伴う見直しを反映した「決算短信（サマリー情報）」の新様式に変更されておりますので、当該会計基準が未だ適用されていない上場会社の皆様におかれましては、TDnetオンライン登録サイトによる「決算短信（サマリー情報）」のご作成に際して、以下のとおりご対応ください。

様式種別	ご対応いただく内容
通期第1号様式 〔日本基準〕（連結）	注記事項の「(2) ③ 会計上の見積りの変更」及び「(2) ④ 修正再表示」については、それぞれ「無」を選択してください。
通期第2号様式 〔日本基準〕（非連結）	注記事項の「(1) ③ 会計上の見積りの変更」及び「(1) ④ 修正再表示」については、それぞれ「無」を選択してください。

また、投資者に開示内容について誤解が生じないように、例えば、欄外のテキスト欄等に以下のような注意文言を付すことにつきましても、あわせてご検討ください。

「③ 会計上の見積りの変更」及び「④ 修正再表示」については、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用がないことから「無」としています。

以 上